

大型灰化炉・大型乾燥機保守点検業務仕様書

（目的）

第1条 この仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に対し、福島県環境創造センター環境放射線センターに環境試料の灰化・乾燥処理を行うために設置している大型灰化炉と大型乾燥機の保守点検について、その仕様を定めたものである。

（保守点検対象機器）

第2条 保守点検の対象とする機器は次のとおりとする。

大型灰化炉 2式（株式会社熱計装製、NCF-3020SPD 型）

大型乾燥機 2式（株式会社熱計装製、NCO-3045 型）

脱臭装置 1式（株式会社熱計装製、NKT-100KSP 型）

（保守点検内容）

第3条 保守点検は、次のとおり実施するものとする。

（1）定期点検

ア 精密点検 年1回（大型灰化炉・大型乾燥機・脱臭装置）

イ 簡易点検 年1回（大型灰化炉）

（2）保守点検項目

別紙「点検要領書兼報告書」に記載された項目とする。

ただし、精密点検又は簡易点検時にNo.1 及びNo.2 大型灰化炉の脱臭炉ヒーター全数（各24本）の交換を実施すること。

（3）保守点検時期

契約締結日から令和8年3月19日までに実施するものとする。

（受託者の負担限界）

第4条 保守点検に必要な部品、消耗品、技術料及び交通費等については乙の負担とする。

ただし、不可抗力による部品の大量損耗及び一点が1万円以上の部品を交換する場合は、甲の了解を得た後、甲の負担において交換するものとする。

（保守点検結果の報告）

第5条 乙は、定期点検の結果を報告書にまとめ、当該点検終了日から1ヶ月以内又は年度内のいずれか早い時期に甲に提出するものとする。

なお、報告書の提出部数は2部とする。

（施設等の現状維持）

第6条 乙は、庁舎又は機器等に損害を与えた場合は、直ちに甲に報告するとともに、乙の責任において速やかに原状に回復させるものとする。

(保守点検実施上の注意)

第7条 本業務にかかる技術上の管理として主任技術者を定めるものとする。主任技術者は、本業務の内容を熟知し、本業務の履行に必要な知識及び経験を有するものとする。

(機器の停止)

第8条 保守点検業務の実施に当たって、機器の機能を停止する必要がある場合は、甲の指示に従って実施し、終了後は通常の運用状態に復帰させるものとする。

また、作業は能率的に行い、機能を停止する時間を最小限にするものとする。

(作業時間)

第9条 保守点検業務の作業時間は、原則として甲の勤務時間である平日 8:30～17:15 内とする。

また、これ以外の時間帯に実施する必要がある場合は、事前に甲の了解を得るものとする。

(提出書類)

第10条 乙は甲に対して契約締結後速やかに次の書類を提出するものとする。

- (1) 委託業務着手届
- (2) 委託業務工程表
- (3) 主任技術者選任届
- (4) 連絡組織体制表

(その他)

第11条 前条までに定めのない事項については、次のとおりとする。

- (1) 甲は、保守点検業務に関して、乙に必要な報告書等の書類提出を求めることができるものとする。
- (2) この仕様書に疑義を生じた場合は、別途甲が指示するものとする。